

国際養子縁組に関する法律

- カンボジア王国の憲法
- 2008年9月25日付の No. NS/RKT/0908/1055 カンボジア王国の政府任命に係る王令
- 1994年7月20日付の No.02/NS/94 の内閣の構成及びその実行に係る法律の公布のための勅令
- 2005年1月17日付の No.NS/RKM/0105/001 の社会・退役軍人・青少年更生省の設置に関する法律の公布のための勅令
- カンボジア王国の首相及び社会・退役軍人・青少年更生大臣の建議

を理解し、次の法律を公布する。

2009年10月23日の第4期の第3回の国民議会の国会に採択され、2009年11月17日の第2期第6回の上院議会の国会によって修正なく通過した国際養子縁組に関する法律。

第1章

総則

第1条

この法律の目的は、国際養子縁組の基本原則、条件、手続き及び効果を規定するものである。

第2条

この法律は、国際養子縁組の対象である子供の最大の利益及び基本的な人権を保障するためのものである。

第3条

この法律は、外国に定住の居所を有する夫婦が、カンボジア国内に定住の居所を有するカンボジア国籍の子供と養子縁組し、当該国の法律で認められて当該国で養育する場合に適用する。

第4条

本法で使われている主な用語の定義は、次の通りである。

- 代替養護とは、孤児や実親の養護の下で生活をしていない弱者である子供に対する養護をいう。

- 特別養護児童とは、身体的な重大障害、精神的な障害若しくは疾病を有する子供をいう。

- 遺児とは、当局が見つけた子供、若しくは一般人からの報告で見つけた子供で、両親または父親、または母親、若しくは未成年後見人に捨てられ、5か月以上その親や後見人を見つけることができない子供のことをいう。

- 人とは、法的に配偶者のいない人のことをいう。

- 国際養子縁組の代理業者とは、カンボジア王国の社会福祉担当省及び養子縁組を受け入れている国の許可を得て国際養子縁組の手続き等を行う機関のことをいう。

- 親子関係とは、親から子供への血縁関係のことをいう。

- 定住国とは、ある人がある国に住んでいて、そこに定住の居所を有する国のことをいう。その人は、その国において、定住者として認められなければならない。

- 孤児院とは、社会福祉担当省から認可を受けた国の施設、または非政府団体の施設で、両親のいない子供、または父親若しくは母親のいない子供、または遺児、または親若しくは後見人が養育のできない子供を養育し、子供の成長に必要な基本サービスを提供する施設のことをいう。

- 夫婦とは、法律上の婚姻関係を有する一人の男性と一人の女性のことをいう。

- 親族による養子縁組とは、ある人が自分の孫、曾孫、甥又は姪、もしくは配偶者の子供、孫、甥又は姪を子供として養育をする養子縁組のことをいう。

- 完全養子縁組とは、養親または養父若しくは養母と養子の関係を永続的な親子関係として成立させ、実親と子、または未成年後見人と子の間の権利義務を終了させる養子縁組のことをいう。

- 養親とは、真剣に養子を探す夫婦のことをいう。

- 養父母とは、裁判所から本法に基づいて正式に新しい親と養子の関係を認めた夫婦のことをいう。

第2章

国際養子縁組の一般原則

第5条

国際養子縁組は、基本的に下記の原則に基づいて行わなければならない。

1. 全ての子供が完全にかつ調和のとれた性格を形成し、幸せかつ愛情及び相互理解のある家庭環境で成長できる。国際養子縁組は、国内での養育の努力及び国内での養子縁組を探し尽くしてからでなければ許可をすることはできない。

2. 国際養子縁組は、養親及び養子の永続的な関係を成立し、当該養父母とその子供との間の地位、権利義務関係が付与された場合にのみ許可をすることができる。

3. 本法第10条で規定している条件を満たす子供は、その子供、または父母、または父親、または母親、または未成年後見人の人種、肌の色、性、言葉、信仰、宗教、政治、出生国、出生時の国籍、社会の中での地位、財力、障害、またはその他の状況についての差別を受けることなく、国際養子縁組の対象である。

4. 国際養子縁組に係るあらゆる決定や関係行為、及び養子縁組の手続きにおいて、子供の最大の利益を最優先に考えなければならない。

5. 国際養子縁組に関与する裁判所または管轄機関は、理解力のある子供に対して、養子縁組の成立の過程において、子供に相談し、かつ養子縁組の効果を正確に説明して、子供の最大の利益のために、子供の希望及び意見を最大限尊重しなければならない。

6. 国際養子縁組を手段として、利益を目的とするビジネスや活動を行ってはならない。国際養子縁組を手段とした利益を目的とするビジネスや活動は、次のようなものがある。

- 親、または父親若しくは母親をそそのかして、生まれた子、または生まれてくる予定の子供を捨て、国際養子縁組に出すように勧めて、そこから手数料等を得ることを目的とする行為。

- 養親になろうとする夫婦と、生まれた子または生まれる予定の子供の親との間の国際養子縁組を仲介し、手数料を得ることを目的とする行為、及び

- 養親になろうとする夫婦と妊娠している女性との間で、生まれてくる子供を国際養子

縁組に出すことを仲介し、手数料を得ることを目的とする行為。

7. 国際養子縁組の手続きに関与する管轄機関は、国際養子縁組の成立において不適法な経済的利益がないことを保障し、かつ国際養子縁組の対象である子供の誘拐、売買及び人身売買を防止しなければならない。養子縁組の費用は、本法の定める費用、手数料及び寄付金のみ支払うことができる。

第3章

国際養子縁組の仲介機関

第6条

社会福祉担当省は、国際養子縁組の中央機関の役割を担う。

第7条

国際養子縁組の中央機関は、次のような役割及び任務を有する。

1. 国際養子縁組にかかる政策、法律、省令及び国際養子縁組にかかる手続きの整備及びその実施の監督。
2. 国際養子縁組にかかる国内の省庁、機関及び機構、及び中央機関、及び養子縁組を受ける国の管轄機関との間の協力及び調整。
3. 国際養子縁組にかかる不適正な手数料及び経済的な利益を防止する適切な対策の実施。
4. 国際養子縁組に関係する職員の育成。
5. 必要に応じて、行政からの国際養子縁組の申請に対する審査。
6. 国際養子縁組に対する監査。適法な監査に対して何人からも妨害、阻止、または干渉を受けない。
7. 社会福祉担当省がカンボジア王国の法規を適用して国際養子縁組業務を実施するにあたって必要であると考え他の任務。

第8条

国際養子縁組の中央機関は、養子縁組行政を実施する。

国際養子縁組の仕事を行う職員は、社会福祉行政に携わる職員、心理学分野の職員及び国際養子縁組に関する法律および子供の人権に係る法律の特別教育を受けた法律の専門家で構成される。

国際養子縁組行政の運営・実施は、社会福祉担当省の大臣の省令によって規定する。

第9条

国際養子縁組の行政の役割及び任務は、次の通りである。

1. 国際養子縁組の条件を満たす子供の非公開の名簿の整備及び書類の管理。
2. 子供に対する最適な養育のやり方の決定及びそれらの子供が必要とする養育を保障するために、非公開の名簿に載っている子供全員の状況の評価を行う。
3. 国際養子縁組に出す前に、国内の家庭内での永続的養育または後見人による永続的な養育による解決をできるだけ追求する。
4. 国際養子縁組申請書及び関係書類の受理、審査及び処理を行う。
5. 国際養子縁組の養親と条件を満たす子供とのマッチングを行い、社会福祉担当省の大臣に対してその国際養子縁組申請についての意見を述べる。
6. 国際養子縁組を受け入れる国の中央機関、または国際養子縁組の管轄機関、または認定代理業者に対して、国際養子縁組の情報を提供し、養子縁組の事案についての進捗状況を報告する。
7. 養親に対する養子の引き渡しの調整を行い、その養子の受け入れ国への渡航書類を作成する。
8. 必要に応じて、養子縁組成立後の養親及び実親の家庭に対するサービスの提供や調整を行う。
9. 国際養子縁組担当の中央機関に対して、国際養子縁組の代理業者の許可、または許可の取消についての意見を述べる。
10. カンボジア王国の法規を適用する必要性と中央機関の委任に応じて、国際養子縁組関連業務を実施する。

第4章

養子縁組の条件

第1部

養子について

第10条

国際養子縁組の対象の子供は、下記の条件を満たさなければならない。

1. カンボジア王国に定住の居所を有するカンボジア国籍の子供。
2. 養子縁組の申請日において8歳未満の子供。但し、特別な養護を必要とする子供については18歳未満である。複数名の兄弟がいる場合で、その中の一人が8歳未満であれば、8歳未満の子供と18歳未満の子供を合わせた養子縁組を許可することができる。
3. 孤児院の施設で暮らしている子供、または社会福祉担当省の適切な監督下に置かれたその他の場所で暮らしている子供。
4. 未成年後見人の下で生活をしている子供、または親の親権の下で困窮生活を強いら

れている子供。

5. 本法第13条に基づいて養子縁組の対象であると宣言された子供。

親族による養子縁組の場合は、孤児院内・外で生活している18歳未満の子供は養子縁組の許可の対象である。

第11条

遺児を見つけて、孤児院に入れ、子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人が見つからないときは、当該孤児院の所長は、子供が孤児院に入ってきた日から平日換算で7日以内に、市・州の社会福祉行政担当局に対して、その旨を通知しなければならない。市・州の社会福祉行政担当局は、社会福祉担当省に通知し、遺児名簿に記載してもらわなければならない。

市・州の社会福祉行政担当局は、テレビやラジオ、または新聞の各種メディアに子供の写真付きの広告を出し、あらゆる手段で子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人を見つけなければならない。その子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人であると名乗る人は、施行されている法律の規定に基づいて、その子供の親族や未成年後見人である証拠を見せなければならない。

5か月間の広告をしても、子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人が見つからない場合は、市・州の社会福祉行政担当局は、その旨の報告書を作成し、一部を社会福祉担当省に提出し、当該子供を遺児名簿に記載をしてもらわなければならない。

当該子供が見つかったから裁判所が未成年後見人を指定するまでの間は、市・州の社会福祉行政担当局の所長は、暫定的な未成年後見人となる。暫定的な未成年後見人に対しても、民法の未成年後見人の規定を適用する。暫定的な未成年後見人は、当該子供の養子縁組の許可を出す権限を有しない。

社会福祉担当省は、定期的に遺児名簿や情報を更新しなければならない。

子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人を見つけられない子供で、身分登録をしていない子供については、孤児院の所長が、施行されている法律に基づいてその子供の身分登録をしなければならない。

第12条

親権を有する者が困窮状況にあり、子供を社会福祉担当省の下で養護することにした場合は、社会福祉担当省の養護下にある子供の名簿に当該子供の氏名を記載しなければならない。

社会福祉担当省は、定期的に子供の親権を有する親が社会福祉担当省の養護下に出す子供の名簿や情報を更新しなければならない。

第13条

社会福祉担当省は、あらゆる努力をし、子供を生家に戻すようにしなければならない。それが実現できない場合は、国際養子縁組の資格条件を審査する前に国内の養子縁組を探さなければならない。

本条第1項のあらゆる施策を行った後、国際養子縁組の条件を満たした子供の名簿に当該子供の氏名を載せることができる。

第2部

養子縁組の承諾

第14条

子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人は下記の場合において、子供を養子縁組に出すことができる。

イ. 親子関係を有する子供については、両親が子供の養子縁組について承諾した場合。

ロ. 両親のどちらかが死亡し、または意思表示ができない状態にあるか、若しくは片親から親権が剥奪された場合は、もう片方の親が承諾をすれば足りる。

ハ. 両親が死亡し、または意思表示ができない状態にある場合は、その子供の養子縁組の承諾は未成年後見人が行う。

第15条

養子縁組の承諾は、自由意思の下で明確に行わなければならない。強制、または詐欺、または金品の提供若しくは提供の約束、贈与、補償、その他の利益供与があってはならない。かつ、国際養子縁組の場合における自分の承諾のデメリットを十分理解しなければならない。

第16条

承諾をする前に子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人は、管轄の社会福祉士に相談をしなければならない。管轄の社会福祉士は、承諾をしようとする者に対して、その承諾の効果、親子関係の終了、親権を有する親の権利義務の終了、未成年後見人の権利義務の終了、及び本法第17条で規定する承諾の取消の手続き及び期間について詳しく説明しなければならない。管轄の社会福祉士は、子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人との面談について、書面で報告書を作成しなければならない。

どのような場合においても、承諾は、子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人の居所の所在地を管轄する町村長の立ち合いの下で書面で行わなければならない。

町村長及び社会福祉士は、子供の両親、父親、母親、親族、未成年後見人の承諾が本法第15条の規定に基づくものであることを保証しなければならない。

町村長は、社会福祉士が子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人の相談を

受け、社会福祉士が承諾の効果についての明確に説明をしたことを確認した後、書面で承諾についての記録を作成しなければならない。

第17条

子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人は、養子縁組についての裁判所の決定が確定するまで、承諾を取り消すことができる。子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人が承諾を取り消す場合は、書面で若しくは口頭で、自分の居所の所在地を管轄する町村長に対して直接行うことができる。子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人の居所の所在地を管轄する町村長は、その旨の記録を作成し、市・州の社会福祉行政担当当局、及び関係する孤児施設にこの記録調書を送り、さらに記録調書の謄本を子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人に交付しなければならない。

第18条

養子縁組の手続きは子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人が承諾を行った日から、平日換算で90日経過した後に進めることができる。

第19条

子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人が承諾を拒否、または承諾を取り消したことによって、その承諾の拒否または取消が、子供の利益、または子供の健康、安全もしくは倫理に影響を及ぼすと社会福祉担当省が認識した場合は、社会福祉担当省は裁判所に対して、両親、父親、または母親の親権をなく奪し、または未成年後見人の後見権限を停止して、新しい未成年後見人を選任するように訴えることができる。裁判所に対する訴えは、子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人が承諾を拒否または取り消した日から平日換算で60日以内に行わなければならない。

第20条

自分の承諾が瑕疵の意思表示によるものであると考えた子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人は、裁判所の養子縁組の決定が確定するまでの間、その承諾を取り消すことができる。

第3部

養親

第21条

子供を自分の子として養育する許可を与えられる養親は、次の条件を満たさなければならない。

1. 夫婦である養親の年齢は、養子縁組申請時において、30歳以上でなければならない、子供から22歳以上離れていなければならない、さらに45歳以下でなければならない。
2. 上記第1号の条件を満たしていない者が養親になろうとする場合でも、子供の最大の利益に応えるために、下記の条件により養子縁組を許可することができる。
 - イ. 養親が出生時カンボジア国籍を有し、自分の親族を養子にした場合、または
 - ロ. 養親が配偶者の子供を養子にした場合、または
 - ハ. 子供の最大の利益のために、特別な養護またはその他の状態が必要な場合
3. 養親が結婚している場合は共同で申請をしなければならない。但し、もう一方の配偶者の子供と養子縁組する場合はこの限りではない。
4. 養親の国の法律、及び養親が定住している国の法律において完全養子縁組が認められ、許可された場合でなければならない。
5. 養親の国籍の国または養親が定住している国は、カンボジア王国と外交関係を有しなければならない。
6. 養親が定住している国の法律の下で養子縁組の資格及び適格要件を満たさなければならない。
7. 養親は、国籍を有している国、定住している国、若しくは最後に住んでいた国において、性格に関係する提訴を受けたり、重犯罪、若しくは中犯罪の処罰を受けたり、またその訴訟中であってはならない。
8. 養親は、養子に対して適切な養護を与える能力を有しなければならない。
9. 養子縁組が許可されるのは、養親になろうとする者に子供がいらないか、一人しかいない場合に限る。養子縁組の養子は、一人に限る。但し、その子に実の兄弟がいた場合は複数人できる。

第5章

縁組の手続き

第1部

行政手続

第22条

国際養子縁組行政は、国際養子縁組の資格を有する子供のそれぞれの身分関係、縁組の可能性、子供の経歴、子供が住んでいる社会環境、子供の家族の経歴、子供の病歴及び子供の家族の病歴に係る情報、特別な条件を必要とした場合はそれらの情報を資料として準備をしなければならない。

親に捨てられた子供の場合は、国際養子縁組行政がその子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人を探す努力をしたことを保証しなければならない。

さらに国際養子縁組行政は、国際養子縁組のすべての手続きが本法の規定を遵守し、本法において必要なすべての同意があることを保証しなければならない。

子供の個人関係資料には、必要なすべての同意及び子供の両親、父親、母親、親族、または未成年後見人を探す努力をしたことを示す証拠も含む。

第23条

養親になろうとする者は、国際養子縁組の中央機関に下記の資料を添えて申請書を提出しなければならない。

1. 養親の出身国、または定住国の国際養子縁組担当の中央機関若しくは国際養子縁組代理業者が、当該養親の経歴、家族の履歴、健康状態、家庭の環境、社会の環境、縁組の理由及び国際養子縁組の養子の養育能力を評価した結果、当該養親が国際養子縁組の有資格者であると判断した証拠となる文書

2. 本法の第21条の要件を満たしたことを証明する必要な情報

3. 養親になろうとする者の身分関連資料を含む身分関係情報

4. 当該養親の養子になる可能性のある子どもの資格等に関する情報

5. 養子縁組が許可された場合、養親の定住国の中央機関又は担当機関が発行された書面で、当該養子の入国を許可する旨を保証する証拠資料

これらの資料は、養親の定住国の所管機関が証明をしたものでなければならない。

提出された資料のすべての原本及び正しく訳されたものの証明付きの英語訳若しくはフランス語訳を添付しなければならない。

第24条

本法の第23条の規定による申請資料は、真正な資料であることの証明を付けて、養子の受け入れ国の中央機関、またはカンボジア駐在の大使館若しくは代表部を通じて外務・国際協力省に送らなければならない。外務・国際協力省は本国際養子縁組の申請書を審査し、それに対する意見を記載し、申請書を受領した日から平日換算で15日以内に社会福祉担当省に送らなければならない。国際養子縁組担当の行政機関は、外務・国際協力省から国際養子縁組の申請書を受け取った日から平日換算で15日以内に養親の出身国の国際養子縁組の中央機関、または養親の定住国の国際養子縁組担当機関、若しくは国際養子縁組代理業者を通じて、書面で、申請書を受領した旨の通知をしなければならない。

第25条

養子縁組の養親は、経済・財政相及び社会福祉担当省の大臣の共同省令で決定する予定の養子の養育費用、諸費用及び養子出身国内のすべての孤児院を運営するための寄付金、それに国際養子縁組に必要な諸費用及び手数料を支払わなければならない。それ以外の費用に関しては養親、若しくはその代理機関から徴収をすることはできない。養親若しくは

その代理業者が特定の孤児院に送られる予定の子供に対して、若しくは各養子縁組に対して縁組の費用を支払うことは許されない。また、養親若しくはその代理業者が孤児を養護している孤児院またはその職員、若しくはその代表または運営委員会の委員に対して直接的であれ、間接的であれ、あらゆる費用、寄付金、または相殺金を提供することは許されない。

第26条

国際養子縁組担当行政機関は、社会福祉省が本法の第23条に基づいて申請された資料を受領してから平日換算して60日以内に養子縁組の書類を審査しなければならない。これらの書類すべての条件を満たした場合は、国際養子縁組行政担当機関は、養親が本法で規定したすべての条件を満たしたことを証明しなければならない。

提出された国際養子縁組の申請書に不備や不足があった場合は、国際養子縁組行政は、受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者を通じて養親に対して書面でその不備や不足を通知しなければならない。国際養子縁組行政は申請書の補正、または不足資料を受領してから平日換算で60日以内に審査しなければならない。

国際養子縁組行政が申請書不備または不足の通知を出してから平日換算で60日以内に、養親がその不備の補正や不足資料を提出しなかった場合は、当該申請書は無効とする。

申請書を拒否した場合は、社会福祉担当省は拒否の理由を書面で出さなければならない。

第27条

申請書に不備または不足がなく、それに養親が本法規定の条件を満たした場合は、国際養子縁組は、国際養子縁組可能な子供の名簿から最適な子供を養親とマッチングをしなければならない。

子供の最高の利益を鑑みてマッチングを行うとき、国際養子縁組行政は、子供の必要な養育及び今までの継続性を考慮し、さらにその子供の社会的、人種的、宗教的及び文化的な背景も当然考慮しなければならない。

第28条

国際養子縁組行政は、マッチングされた子供に関する書類、それまでに得たすべての承諾の証拠書類及び当該マッチングの理由を、受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者に送り、かつ、審査及び養親への送付をしてもらわなければならない。子供の実親の身分に関する情報は通知する必要がない。但し、親族による養子縁組の場合はこの限りでない。

第29条

養親は、受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者

を通じて受け取ったマッチングについて、承諾するか否かを回答しなければならない。

国際養子縁組行政が子供の資料を出してから平日換算で60日以内に養親からの回答がない場合は、養親が養子縁組の申請を辞退したとみなし、国際養子縁組行政は、その子供を他の養親とマッチングをさせることができる。費用、手数料及び寄付金は、返還されない。

養親がマッチングされた子供を受け入れないと回答した場合は、国際養子縁組行政に対して、第2回目のマッチングをしてもらうように申し込むことが可能である。しかし第3回のマッチングを求めることはできない。

本条第2項の規定の期間内に回答しなかった養親は、再度本法に基づいて国際養子縁組を申請することができる。再度のマッチングの申請、または再度の申請書の受領の決定に際して、国際養子縁組行政は養親が前回のマッチングに対して回答しなかった理由、または前回のマッチングを承諾しなかった理由を吟味しなければならない。

第30条

養親が本法第29条に基づいて承諾し、受け入れ国の中央機関が当該決定を承諾した場合は、受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者を通じて、国際養子縁組行政は、養親とマッチングされた子供との顔合わせの機会を準備しなければならない。

この顔合わせは、養親と国際養子縁組行政にとって適切な期日に設定しなければならず、また社会福祉担当省の職員一人が立ち会わなければならない。この顔合わせは、養親がマッチングを承諾した日から平日換算で60日以内に設定しなければならない。

養親と子供との顔合わせの前に、国際養子縁組は、事前に養親を面接し、さらに養親と子供が事前準備として相談をしたり、情報を交換したり、写真を交換したり、その他必要な施策を保証しなければならない。

配偶者がいた場合で、片方の配偶者が来られないときは、その配偶者は、他方の配偶者に対し、当該養子縁組の活動について自分の代理として委任状を出さなければならない。委任状には、受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者の証明が必要である。

養親が明確な理由がなく、上記第2項の規定で定められている期日に顔合わせに現れない場合は、国際養子縁組行政は、養親が申請を辞退したものとみなす。

理解力のある子供の場合には、国際養子縁組行政は、その子供の意見を聴き、また養子縁組の効果を説明しなければならない。さらに他の当事者がいないところで、子供に自分の意見を言ってもらわなければならない。国際養子縁組行政は、養子縁組についての子供の考え方、例えば養親の選択、子供の意見などを十分理解し、子供の年齢及び理解度に基づいて検討しなければならない。子供の承諾の事実を、書面に残さなければならない。

国際養子縁組行政は、上記の面接及び顔合わせを書面で残さなければならない。

第31条

本章の規定は、親族による養子縁組にも適用する。

第32条

養親と子供が国際養子縁組の判断基準及び条件を満たし、さらにその養子縁組が子供の最大の利益に応えるものと判断した場合、国際養子縁組行政は、養親と子供との顔合わせの日から平日換算で7日以内に肯定の意見を出さなければならない。

国際養子縁組行政は、社会福祉担当大臣にこれらの資料を提出し、審査を受け、養子縁組についての提言を出してもらわなければならない。

第33条

社会福祉担当大臣からの提言を受けた後、養親は、受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者と協力し、国際養子縁組行政を通じて、プノンペン始審裁判所に養子縁組の決定を出してもらう申立てをしなければならない。国際養子縁組行政は、申請書の受領日から平日換算で7日以内にプノンペン始審裁判所に、その申立書を養子及び養親関連資料及び社会福祉担当大臣の提言を添えて提出しなければならない。必要なすべての資料は、国際養子縁組行政の証明付きのクメール語に翻訳しなければならない。

社会福祉担当大臣の提言を受けた日から平日換算で60日以内にプノンペン始審裁判所に申立てをしない場合は、養親が国際養子縁組申請を辞退したものとみなす。

第2部

裁判所の手続き

第34条

プノンペン始審裁判所は、国際養子縁組の管轄を有する。

国際養子縁組を管轄する裁判所は、国際養子縁組事件について本法で特別の規定がある場合を除き、民事非訴訟事件手続法を適用しなければならない。

第35条

養親は、申立費用、証拠取り調べ、決定、資料の送達、情報の公示、通知、事実調査及び国際養子縁組に係るその他の手続きを行うための諸費用として100万リエルを納めなければならない。裁判所は、養親に対して事前の納付を命令しなければならない。必要な上記の諸費用が決められた100万リエルを越えた場合は、裁判所が養親に対して事前に

納めるように命令を出すことができる。上記の費用は、還付することができない。

第36条

基本的に社会福祉担当省が裁判所に出した資料及び報告書は、原則として養子の身分及びその養子縁組の適格性に係る証拠と見なす。但し、それに反する証拠がある場合はこの限りではない。

必要があれば、裁判所は、国際養子縁組行政の代表に対し、国際養子縁組に関する調査の結果、報告書及びそれに関する証拠、ならびに社会福祉担当大臣の提言についての追加の釈明を求めることができる。

第37条

裁判所は、下記の事項を審査しなければならない。

- 1) 国際養子縁組に係るすべての条件及び判断基準が満たされたこと
- 2) 必要な相談が養子縁組の承諾の前にすべて行われたこと
- 3) すべての承諾が本法第4章第2部の規定に基づいて行われたこと
- 4) 子供のカンボジア国内での養護の可能性を十分検討したこと
- 5) 養子縁組の受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者が当該養子縁組を承諾したこと
- 6) 受け入れ国が子供の入国と定住を認めたこと
- 7) 当該国際養子縁組は子供にとって最大の利益であること

第38条

裁判所は、口頭弁論を経ずに国際養子縁組の決定をすることができる。

関連事実を明確にする必要がある場合には、裁判所は、養親若しくはその代理人、親権を有する親の片方若しくは両方、または未成年後見人、関係国の国際養子縁組機関の代表、及び証人に、書面による証拠の提出や直接口頭での事実認否を求めることができる。

第39条

裁判所は、国際養子縁組の申立書を受領してから平日換算で30日以内にそれを判断し、決定を出さなければならない。裁判所は、この決定を養親、法定代理人及び社会福祉担当省に送らなければならない。

この決定は、本法第40条の規定による抗告期間経過前には確定しない。本件の決定に対する抗告があった場合には、この抗告に対する決定が出るまで、本件の決定は確定しない。

第40条

国際養子縁組の決定によって権利または利益を害された者は、控訴裁判所にその決定に対する抗告をすることができる。

抗告できる者が上記の決定の通知を受けた者であれば、当該者が上記の決定の通知を受けてから平日換算で15日以内に抗告をしなければならない。

抗告できる者が上記の決定の通知を受けていない者であれば、養親が上記の決定の通知を受けてから平日換算で15日以内に抗告をしなければならない。

本条第2項及び第3項で規定する15日間については、延長することはできない。

上記の抗告について、控訴裁判所は、それを受領してから平日換算で30日以内に判断して決定を出さなければならない。

控訴裁判所の抗告に対する決定には、抗告をすることができない。

第6章

養子縁組の効果

第41条

国際養子縁組は、完全養子縁組である。国際養子縁組は、親と子供の親族関係を恒常的に作り、養親と子供との間に実親子間の権利及び義務を作り、実親子関係を終わらせる効果がある。

第42条

国際養子縁組のその他の効果は、養子縁組を受け入れた国の法律に従い、もし共通の法律がない場合は、養親が定住している国で施行されている法律に従う。

第7章

国際養子縁組の手続き終了時の処分についての通知及びその後の手続き

第43条

国際養子縁組行政は、国際養子縁組の各手続きの段階において、中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者を通じて、養親に対して定期的に養子得縁組の手続きの進捗状況、当局者の措置及び審理の進捗状況を通知しなければならない。

第44条

裁判所の決定が確定したら、社会福祉担当省は、本件の決定を外務・国際協力省に通知しなければならない。

国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関するハーグ条約を準用した国際養子縁組の手続きを終えた場合は、社会福祉担当省は、国際養子縁組が同条約第23条を準用し

たことを証明する書面を発行しなければならない。

国際養子縁組行政は、養親に子供を引き渡し、及び正式な子供の引き渡し書面を交付する式を行わなければならない。国際養子縁組行政は、子供が養親の国に入国し、定住できるように当局と調整して、旅券及び査証を取得できるようにしなければならない。

子供の受け入れ国への渡航には養親が同行しなければならない。国際養子縁組行政は、子供の需要も考慮して、受け入れ国への子供の引き渡しを安全に行うことができるように保証しなければならない。

第45条

必要に応じて、国際養子縁組行政は、受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者と調整し、養子縁組後の子供に対するサービスの提供及び調整をしなければならない。

養子縁組を許可された後、養親は、3年間は6か月毎、及び18歳になるまでは毎年、子供の成長に関する報告書を国際養子縁組行政に提出しなければならない。

養親は、この報告を書面で、状況に応じて、直接国際養子縁組行政に提出するか、または受け入れ国の中央機関、または国際養子縁組の担当機関、または認定代理業者を通じて提出しなければならない。

第46条

国際養子縁組行政及びプノンペン始審裁判所は、国際養子縁組関連資料を国際養子縁組の決定が確定した期日から60年間、保存しなければならない。

裁判所、国際養子縁組行政、国際養子縁組機構、孤児院、並びに国際養子縁組の手続きに関係する団体で保存している国際養子縁組の特定の書類および記録調書は、機密とする。しかし、これらの書類、資料及び記録調書は、進行中の事件の関係、若しくはその他の特別な事情で、カンボジア王国内外の当局が書面で依頼または命令した場合は、開示しなければならない。

裁判所の国際養子縁組についての決定が確定した後、養親は、養子の実親の身分情報を含めて当該養子縁組の資料及び記録調書の写しを社会福祉担当省に対して請求することができる。自分の身分関係を知ることのデメリットを十分理解できる年齢になった養子は、当該子供の最大の利益に合致する場合は、カンボジア王国の中央当局に書面で実親を含む自分の身分の閲覧を申請することができる。成人になった養子は、自分の身分関係に関する資料及び記録調書を閲覧する権利を持つ。国際養子縁組行政は、当該養子が適切な相談を受けることを保証しなければならない。

第8章

代理業者に対する許可

第47条

下記の各条文の規定の条件を満たした代理業者で、カンボジア王国の社会福祉担当省及び受け入れ国の当局者から認可を受けた代理業者のみが国際養子縁組の手続きに関与する権利を有する。

カンボジア王国内でサービスの提供が許される代理業者の数は、カンボジア王国の社会福祉担当省と受け入れ国の当局との間の協定によって定める。

第48条

国際養子縁組の業務を行うための社会福祉担当省の許可申請をするために、代理業者は、下記の条件を満たさなければならない。

1. 受け入れ国の当局から認可を受けた代理業者であること。
2. 利益を追求しない機関で、非営利法人、協会、または非政府団体に関する法規、及び当該機関の性質に係るその他の法規で規定している条件を満たしている機関であること。
3. 道徳及び倫理感が優れており、国際養子縁組業務についてきちんとした訓練を受けており、経験を有する理事及び職員によって運営されている機関であること。

カンボジア王国内で国際養子縁組の業務を行う代理業者は、カンボジア国内で孤児院を開設して、子供の供給源にしたり、または孤児院を子供の供給源として使ったりすることはできない。

第49条

国際養子縁組行政を通じて社会福祉担当省に国際養子縁組代理業者としての許可申請を出す前に、各代理業者は、カンボジア王国において施行している非営利法人、協会、または非政府団体、または当該代理業者の性質と関連する法律に基づいて登記をしなければならない。国際養子縁組の代理業者は、社会福祉担当省が定めている国際養子縁組業務実施及びその他の手続きを遵守する契約を結ばなければならない。

第50条

カンボジア王国内での国際養子縁組代理業者の設立申請書には、下記の資料も添付をしなければならない。

1. 外務・国際協力省の同意及び承認付きの申請書
2. 代理業者の歴史及び活動に関する報告書
3. 受け入れ国からの当該代理業者に対する代理業者設立許可の謄本
4. 本法第49条の規定に基づく登記謄本
5. 代理業者の定款及び内部規定
6. 理事または運営委員の経歴及び写真

7. 代理業者の代表として国際養子縁組を担当する者の経歴及び写真。代表は2人以内であり、カンボジア王国内の孤児院の代表、副代表、若しくは職員を兼務することができない。

8. 代表の出身国及び最後に住んでいる国が異なる場合は、その国からの犯罪歴がないことを証明する書類

9. 当該代理業者の所属する国が国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関するハーグ条約の批准国ではない場合は、カンボジア王国と当該国との間の国際養子縁組についての二国間協定

10. 独立監査機関によって監査された機関の財務諸表、及びカンボジア王国内に対する人道支援及び孤児院に対する支援に関する契約書

11. 社会福祉担当省が子供の最大の利益のために必要と認めるその他の事項で、認可手続きで規定しているもの

申請書及び代理業者の設立申請書の写し1部を当該代理業者が活動をしている受け入れ国の大使館または代表部に送らなければならない。

第51条

社会福祉担当省は、国際養子縁組の代理業者の設立申請書を受領してから平日換算で60日以内に申請者に対して書面で正式に回答をしなければならない。設立を認めない場合には、社会福祉担当省は、その理由を明確にしなければならない。

第52条

設立許可申請書に代表として名前が載っている者のみが、国際養子縁組の代理業者の代表としての業務を行うことができる。認可を受けた者以外を代表にしたい場合は、社会福祉担当省に再度申請をしなければならない。

第53条

国際養子縁組の許可期間は、2年とする。またカンボジア王国内において、さらに国際養子縁組の代理業者が引き続き必要であり、それに本法第48条、第49条及び第50条の規定の条件を満たした場合には、再度申請をすることによって期間延長をすることができる。

第9章

罰則規定

第54条

国際養子縁組につき、下記のいずれかの行為とのかかわりが判明した場合は、カンボジア王国内で施行している法律に基づく刑罰にかかわらず、社会福祉担当省は、当該代理業

者に対する認可を留保したり、または延長の不許可をすることができる。

1. 利益を得る目的で、子供の両親、父親または母親が子供、または生まれてくる予定の子供を捨てて国際養子縁組に出すようにそそのかした。

2. 利益を得る目的で、国際養子縁組を迎えようとする夫婦と子供または生まれてくる予定の子供を国際養子縁組に出そうとする両親、父親または母親との間を仲介した。

3. 利益を得る目的で、国際養子縁組で養子を迎えようとする夫婦と代理母を承諾した女性との間を仲介した。

4. 困窮状態を偽装し、または偽装の共犯者になって、実親、実の父親または実の母親、または未成年後見人から養子縁組の承諾を受けた。

5. 強制、脅迫、詐欺、または金銭の支払い、賞金、対価若しくは便宜供与等の約束によって、両親、父親または母親、または未成年後見人から養子縁組の承諾を得た。

6. 社会福祉担当省または管轄の裁判所の許可を得ずに、特定の国際養子縁組に関する資料及び記録調書を開示した。

7. 養子縁組のための子供を事前に確保し、金銭、物品またはサービスを命令したり、直接的に、あるいは間接的に受け取ったりした。

8. 国際養子縁組の手続きにおいて自分を優先してもらうように国際養子縁組、社会福祉担当省、国際養子縁組担当中央機関の職員、または関係者に金銭、物品、あるいはサービスを提供した。

9. 養子縁組を奨励するために広告を出し、または養子縁組の対象となる子供の写真や身分関係情報を公開した。

10. 社会福祉担当省の同意なく代表者を任命し、または指名した。

11. 事前に特定の子供を決定する目的でマッチングの準備に参加し、または養子縁組の養親と子供の実親、実の父親または実の母親、または未成年後見人と連絡した。

12. 本法の規定や、子供に対する代替養護の最低基準やカンボジア王国内で施行しているその他の法規に違反した。

第55条

本法第47条1項、または第48条2項に従わないカンボジア王国内の国際養子縁組の業務を行っている代理業者は、100万リエルから1,000万リエルの行政過料に処する。行政過料は、社会福祉担当省が所管する。過料金は、子供の福祉を支えるための基金に入金しなければならない。

行政過料の支払いを拒否した代理業者に対し、社会福祉担当省は、裁判所に訴えることができる。

第56条

国際養子縁組に関する犯罪は、カンボジア王国で施行している法規に基づいて処罰する。

第10章
最終条項

第57条

本法に反する法規は，無効とする。

第58条

本法は，直ちに適用する。